

平成23年2月21日招集

①

# 埼玉県議会定例会議案

## 目

## 次

	頁
第 1 号議案 平成 2 3 年度埼玉県一般会計予算 .....	1
第 2 号議案 平成 2 3 年度埼玉県公債費特別会計予算 .....	34
第 3 号議案 平成 2 3 年度埼玉県証紙特別会計予算 .....	37
第 4 号議案 平成 2 3 年度埼玉都市町村振興事業特別会計予算 .....	39
第 5 号議案 平成 2 3 年度埼玉県災害救助事業特別会計予算 .....	41
第 6 号議案 平成 2 3 年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算 .....	43
第 7 号議案 平成 2 3 年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 .....	46
第 8 号議案 平成 2 3 年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算 .....	48
第 9 号議案 平成 2 3 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算 .....	52
第 1 0 号議案 平成 2 3 年度本多静六博士育英事業特別会計予算 .....	54
第 1 1 号議案 平成 2 3 年度埼玉県用地事業特別会計予算 .....	56
第 1 2 号議案 平成 2 3 年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算 .....	58
第 1 3 号議案 平成 2 3 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算 .....	63
第 1 4 号議案 平成 2 3 年度埼玉県公営競技事業特別会計予算 .....	66
第 1 5 号議案 平成 2 3 年度埼玉県病院事業会計予算 .....	69
第 1 6 号議案 平成 2 3 年度埼玉県工業用水道事業会計予算 .....	74
第 1 7 号議案 平成 2 3 年度埼玉県水道用水供給事業会計予算 .....	78

	頁
第 18 号議案 平成 23 年度埼玉県地域整備事業会計予算 .....	83
第 19 号議案 平成 23 年度埼玉県流域下水道事業会計予算 .....	86

## 第1号議案

### 平成23年度埼玉県一般会計予算

平成23年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,689,941,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		621,500,000
	1 県 民 税	305,439,000
	2 事 業 税	92,331,000
	3 地 方 消 費 税	57,972,000
	4 不 動 産 取 得 税	13,077,000
	5 県 た ば こ 税	12,658,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,293,000
	7 自 動 車 取 得 税	9,502,000
	8 軽 油 引 取 税	41,807,000
	9 自 動 車 税	86,363,000
	10 鉦 区 税	5,950
	11 狩 猟 税	30,794
	12 旧 法 に よ る 税	21,256
2 地 方 消 費 税 清 算 金		116,011,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	116,011,000

3 地 方 譲 与 税		81,836,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	77,418,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	4,138,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	279,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		8,056,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	8,056,000
5 地 方 交 付 税		201,300,000
	1 地 方 交 付 税	201,300,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,191,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,191,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,176,318
	1 分 担 金	153,345
	2 負 担 金	3,022,973
8 使 用 料 及 び 手 数 料		15,964,627
	1 使 用 料	5,016,922
	2 手 数 料	10,947,705

款	項	金 額
9 国 庫 支 出 金		156,226,680
	1 国 庫 負 担 金	112,806,570
	2 国 庫 補 助 金	40,744,459
	3 委 託 金	2,675,651
10 財 産 収 入		8,958,407
	1 財 産 運 用 収 入	5,936,600
	2 財 産 売 払 収 入	3,021,807
11 寄 附 金		96,001
	1 寄 附 金	96,001
12 繰 入 金		134,149,180
	1 特 別 会 計 繰 入 金	5,793,075
	2 基 金 繰 入 金	128,356,105
13 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000
14 諸 収 入		39,266,787
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等	2,680,514

	2 預 金 利 子	114,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	8,674,769
	4 受 託 事 業 収 入	3,659,968
	5 収 益 事 業 収 入	15,392,169
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	69,000
	7 雑 入	8,676,367
15 県 債		300,709,000
	1 県 債	300,709,000
歳 入 合 計		1,689,941,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,262,795
	1 議 会 費	3,262,795
2 総 務 費		101,108,028
	1 総 務 管 理 費	25,553,260
	2 企 画 費	9,619,707
	3 県 民 費	9,718,089
	4 環 境 費	12,132,472
	5 徴 税 費	28,996,581
	6 市 町 村 振 興 費	5,784,140
	7 選 挙 費	3,826,762
	8 防 災 費	3,892,393
	9 統 計 調 査 費	946,151
	10 人 事 委 員 会 費	292,004
	11 監 査 委 員 費	346,469
3 民 生 費		274,253,499
	1 社 会 福 祉 費	205,586,461

	2 児 童 福 祉 費	55,252,843
	3 生 活 保 護 費	13,413,791
	4 災 害 救 助 費	404
4 衛 生 費		57,665,566
	1 公 衆 衛 生 費	30,970,273
	2 環 境 衛 生 費	1,445,185
	3 保 健 所 費	4,183,984
	4 医 薬 費	12,884,729
	5 公 営 企 業 支 出 金	8,181,395
5 労 働 費		11,357,414
	1 労 政 費	7,912,234
	2 職 業 訓 練 費	3,273,553
	3 労 働 委 員 会 費	171,627
6 農 林 水 産 業 費		24,815,001
	1 農 業 費	8,972,257
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	425,907
	3 畜 産 業 費	1,306,391

款	項	金 額
	4 林 業 費	4,688,488
	5 農 地 費	9,421,958
7 商 工 費		21,654,568
	1 商 工 業 費	21,410,998
	2 観 光 費	243,570
8 土 木 費		122,692,225
	1 土 木 管 理 費	11,886,939
	2 道 路 橋 り よ う 費	48,883,901
	3 河 川 費	31,510,312
	4 都 市 計 画 費	24,027,167
	5 住 宅 費	6,383,906
9 警 察 費		142,887,936
	1 警 察 管 理 費	130,756,484
	2 警 察 活 動 費	12,131,452
10 教 育 費		539,398,338
	1 教 育 総 務 費	72,457,074

	2 小 学 校 费	173,344,777
	3 中 学 校 费	103,760,700
	4 高 等 学 校 费	95,635,902
	5 特 别 支 援 学 校 费	37,791,472
	6 大 学 费	2,097,365
	7 私 立 学 校 费	47,771,781
	8 社 会 教 育 费	4,690,385
	9 保 健 体 育 费	1,848,882
11 灾 害 复 旧 费		17,230
	1 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	6,810
	2 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	10,420
12 公 债 费		240,345,482
	1 公 债 费	240,345,482
13 诸 支 出 金		149,982,918
	1 公 营 企 业 支 出 金	16,625,918
	2 地 方 消 费 税 清 算 金	55,125,000
	3 利 子 割 交 付 金	2,212,000

款	項	金額
	4 配 当 割 交 付 金	1,554,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	300,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	59,353,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,700,000
	8 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1,000
	9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	6,800,000
	10 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,300,000
	11 利 子 割 精 算 金	12,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,689,941,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
6 農林水産業費	1 農業費	農業大学校移転整備事業費	4,866,214	平成23年度	1,223,724
				平成24年度	3,642,490
8 土木費	4 都市計画費	埼玉スタジアム2002公園大型 映像装置改修事業費	1,049,489	平成23年度	101,029
				平成24年度	271,645
				平成25年度	676,815
9 警察費	1 警察管理費	東入間警察署庁舎建設費	3,581,756	平成23年度	172,593
				平成24年度	228,952
				平成25年度	1,832,033
				平成26年度	1,348,178
10 教育費	1 教育総務費	県立学校大規模改修費（平成23 年度着工分）	313,986	平成23年度	92,986
		教育関係庁舎大規模改修費（平成 23年度着工分）		平成24年度	221,000
			406,133	平成23年度	105,140
				平成24年度	300,993

款	項	事業名	総額	年度	年割額
	5 特別支援学校費	県東部地域特別支援学校（仮称） 校舎整備費	2,682,232	平成23年度 平成24年度	58,736 2,623,496

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成23年度発行分）	平成23年度から 平成33年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成23年度融資分）	平成24年度から 平成38年度まで	31,922
私立学校振興資金融資損失補償（平成23年度融資分）	平成23年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
環境創造資金利子補給（平成23年度融資分）	平成24年度から 平成33年度まで	28,501
青空再生低公害車導入資金利子補給（平成23年度融資分）	平成24年度から 平成30年度まで	14,331

事 項	期 間	限 度 額
青空再生低公害車導入資金損失補償（平成23年度保証分）	平成23年度から 平成33年度まで	県が行う青空再生低公害車導入資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成23年度融資分）	平成24年度から 平成43年度まで	440,069
社会福祉施設経営安定化融資事業利子補助（平成23年度融資分）	平成24年度	178

社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償（平成23年度融資分）	平成23年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額
特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償（平成23年度融資分）	平成23年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額
無担保無保証人資金損失補償（平成11年度保証分・平成23年度損失補償対象期間延長分）	平成23年度から平成31年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成23年度保証分）	平成23年度から平成41年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の4に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
<p>起業家育成資金損失補償（平成23年度保証分）</p>	<p>平成23年度から 平成41年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>

<p>経営安定資金損失補償（平成23年度保証分）</p>	<p>平成23年度から 平成38年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては5分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額</p>
------------------------------	------------------------------	--

事 項	期 間	限 度 額
<p>経営支援緊急融資損失補償（平成10年度保証分・平成23年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成23年度から平成31年度まで</p>	<p>県が行う経営支援緊急融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償(平成23年度保証分)</p>	<p>平成23年度から平成41年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合</p>

		<p>は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>
<p>事業資金損失補償（平成23年度保証分）</p>	<p>平成23年度から 平成38年度まで</p>	<p>県が行う事業資金のうち一般貸付（予約貸付枠に限る。）及び中小企業応援貸付（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、一般貸付（予約貸付枠に限る。）にあつては4分の1、中小企業応援貸付にあつては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
借換資金損失補償（平成23年度保証分）	平成23年度から 平成41年度まで	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>

要件緩和型経営安定資金損失補償（平成23年度保証分）	平成23年度から平成38年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成23年度融資分）	平成24年度から平成38年度まで	3,767,005
勤労者支援資金損失補償（平成23年度保証分）	平成23年度から平成31年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、応急資金のうち賃金遅払いによって必要となった資金及び失業資金の元金に相当する額の100分の50の額

事 項	期 間	限 度 額
圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地域整備基本構想の 環境影響評価実施業務	平成 2 4 年 度	17,010
農地保有合理化事業資金損失補償（平成 2 3 年度融資分）	平成 2 3 年 度 から 平成 3 4 年 度 まで	埼玉県農林公社が農地保有合理化事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後 3 月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（平成 2 3 年度融資分）	平成 2 4 年 度 から 平成 4 4 年 度 まで	167,928
農業災害復旧経営資金利子補助（平成 2 3 年度融資分）	平成 2 4 年 度 から 平成 3 0 年 度 まで	3,948
農業災害復旧経営資金損失補償（平成 2 3 年度融資分）	平成 2 3 年 度 から 平成 3 0 年 度 まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償

		した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額
経営体育成総合融資制度利子補助（平成23年度融資分）	平成24年度から 平成29年度まで	13,374
卸売市場施設整備資金利子補助（平成23年度融資分）	平成24年度から 平成30年度まで	1,125
埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成23年度借入分）	平成23年度から 平成74年度まで	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
農業集落排水整備推進交付金（平成23年度施行分）	平成24年度から 平成28年度まで	47,715
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成23年度取得分）	平成24年度から 平成33年度まで	1,589,609
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成23年度借入分）	平成23年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
埼玉県道路公社借入金債務保証（平成23年度借入分）	平成23年度以降	埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借

		入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
道路改築事業	平成24年度	600,000
社会資本整備総合交付金（改築）事業	平成24年度から 平成26年度まで	2,000,000
社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業	平成24年度から 平成25年度まで	2,200,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成23年度建設分）	平成24年度から 平成47年度まで	316,829
放置車両確認事務	平成24年度	512,245

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	42,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	1,400,000	同	同上	同上
県有施設整備事業	4,570,000	同	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社出資金	2,672,000	同	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社貸付金	2,766,000	同	同上	同上
身近な緑公有地化事業	68,000	同	同上	同上
石綿健康被害救済基金拠出金	34,000	同	同上	同上

広域廃棄物埋立処分場整備事業	1,745,000	同	上	同	上	同	上
消防学校施設整備事業	24,000	同	上	同	上	同	上
防災ヘリコプター整備事業	1,462,000	同	上	同	上	同	上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	222,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備事業	3,523,000	同	上	同	上	同	上
総合リハビリテーションセンター 設備整備事業	119,000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設整備事業	23,000	同	上	同	上	同	上
保健所等低公害車整備事業	15,000	同	上	同	上	同	上
衛生研究所再編強化事業	90,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高等技術専門校整備事業	182,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
農業大学校移転整備事業	1,912,000	同	同上	同上
鶴ヶ島試験地移転整備事業	62,000	同	同上	同上
秩父高原牧場基盤整備事業	77,000	同	同上	同上
造林事業	42,000	同	同上	同上
県単独林道事業	159,000	同	同上	同上
林道事業	319,000	同	同上	同上

県単独治山事業	156,000	同	上	同	上	同	上
治山事業	143,000	同	上	同	上	同	上
地すべり防止事業	84,000	同	上	同	上	同	上
県単独農業基盤整備事業	825,000	同	上	同	上	同	上
農業基盤整備事業	796,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業（土地改良）負担金	181,000	同	上	同	上	同	上
産業文化センター施設整備事業	763,000	同	上	同	上	同	上
西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	192,000	同	上	同	上	同	上
東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	2,440,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独道路建設事業	13,655,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
電線地中化（道路）整備事業	160,000	同	同上	同上
道路事業	5,572,000	同	同上	同上
県単独河川改修事業	5,436,000	同	同上	同上
河川事業	5,891,000	同	同上	同上
県単独砂防事業	305,000	同	同上	同上
砂防事業	444,000	同	同上	同上

自然災害防止事業	500,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	19,794,000	同	上	同	上	同	上
県単独街路事業	3,239,000	同	上	同	上	同	上
独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構出資金	116,000	同	上	同	上	同	上
街路事業	3,316,000	同	上	同	上	同	上
県単独公園事業	1,332,000	同	上	同	上	同	上
公園事業	930,000	同	上	同	上	同	上
警察職員退職手当	1,700,000	同	上	同	上	同	上
警察署等低公害車整備事業	9,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
警察署庁舎建設事業	1,675,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
交通安全施設整備事業	1,402,000	同	同上	同上
教職員退職手当	11,900,000	同	同上	同上
県立高等学校建設事業	4,512,000	同	同上	同上
県立特別支援学校建設事業	1,597,000	同	同上	同上
社会教育施設整備事業	363,000	同	同上	同上
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	12,000	同	同上	同上

水道用水供給事業出資金	1,441,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	188,300,000	同	上	同	上	同	上

平成23年2月21日提出

埼玉県知事 上田清司

第2号議案

平成23年度埼玉県公債費特別会計予算

平成23年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ346,560,483千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		207,912,483
	1 一 般 会 計 繰 入 金	160,667,691
	2 特 別 会 計 繰 入 金	2,060,792
	3 基 金 繰 入 金	45,184,000

2 県	債		138,648,000	
		1 県	債	138,648,000
歳 入 合 計			346,560,483	

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額	
1 公	債 費	346,560,483	
	1 公	債 費	346,560,483
歳 出 合 計		346,560,483	

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成13年度及び平成18年度 発行県債償還金	136,653,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成13年度発行県債償還金	1,995,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

平成23年2月21日提出

埼玉県知事 上田清司

第3号議案

平成23年度埼玉県証紙特別会計予算

平成23年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,541,939千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		22,441,939
	1 証 紙 収 入	22,441,939
2 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
歳 入	合 計	22,541,939

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		22,535,939
	1 一 般 会 計 繰 出 金	22,535,939
2 返 還 金		6,000
	1 返 還 金	6,000
歳 出	合 計	22,541,939

平成23年2月21日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第4号議案

平成23年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成23年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,692,650千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		54,944
	1 財 産 運 用 収 入	54,944
2 繰 入 金		8,000,000
	1 基 金 繰 入 金	8,000,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		5,637,705

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	5,637,705
歳 入	合 計	13,692,650

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,692,650
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,692,650
歳 出	合 計	13,692,650

平成23年2月21日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第5号議案

平成23年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成23年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ363,174千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		165,945
	1 国 庫 負 担 金	165,945
2 財 産 収 入		20,183
	1 財 産 運 用 収 入	20,183
3 繰 入 金		177,045
	1 基 金 繰 入 金	177,045
4 繰 越 金		1

款	項	金 額
	1 繰越金	1
歳入	合計	363,174

歳出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 災害救助事業費		363,174
	1 救助費	342,990
	2 基金積立金	20,184
歳出	合計	363,174

平成23年2月21日提出

埼玉県知事 上田清司

第6号議案

平成23年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成23年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ987,990千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		228,834
	1 繰 入 金	228,834
2 繰 越 金		49,958
	1 繰 越 金	49,958

款	項	金 額
3 諸 収 入		292,004
	1 貸 付 金 元 利 収 入	287,423
	2 預 金 利 子	638
	3 雑 入	3,943
4 県 債		417,194
	1 県 債	417,194
歳 入 合 計		987,990

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付費		987,990
	1 母子寡婦福祉資金貸付費	987,990
歳 出 合 計		987,990

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	417,194	「母子及び寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利子	「母子及び寡婦福祉法」の定めるところによる。

平成23年2月21日提出

埼玉県知事 上田清司

第7号議案

平成23年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成23年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,124,426千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		9,749
	1 繰 入 金	9,749
2 繰 越 金		181,571
	1 繰 越 金	181,571
3 諸 収 入		933,106
	1 預 金 利 子	114
	2 貸 付 金 元 利 収 入	932,992
歳 入	合 計	1,124,426

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金		1,122,426
	1 資金貸付費	1,122,426
2 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	1,124,426

平成23年2月21日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第 8 号議案

平成 2 3 年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成 2 3 年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ222,668千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		74,442
	1 繰 入 金	15,296
	2 繰 越 金	1
	3 諸 収 入	28,615

	4 県	債	30,530	
2 就農支援資金業務勘定収入			877	
	1 繰	入金	837	
	2 繰	越金	38	
	3 諸	収入	2	
3 農業改良資金貸付勘定収入			144,279	
	1 繰	入金	50	
	2 繰	越金	101,636	
	3 諸	収入	42,593	
4 農業改良資金業務勘定収入			3,070	
	1 繰	入金	2,816	
	2 繰	越金	248	
	3 諸	収入	6	
歳	入	合	計	222,668

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		74,442
	1 就農支援資金貸付費	74,442
2 就農支援資金業務勘定		877
	1 管理指導事務費	867
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		144,279
	1 農業改良資金貸付費	144,279
4 農業改良資金業務勘定		3,070
	1 管理指導事務費	2,870
	2 予備費	200
歳 出 合 計		222,668

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	30,530	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	無利子	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。

平成23年2月21日提出

埼玉県知事 上田清司

第9号議案

平成23年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成23年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,225千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定 収 入		38,800
	1 繰 入 金	200
	2 繰 越 金	16,999
	3 諸 収 入	21,601
2 業 務 勘 定 収 入		425
	1 繰 越 金	129
	2 諸 収 入	296
歳 入	合 計	39,225

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		38,800
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	38,800
2 業 務 勘 定		425
	1 管 理 指 導 事 務 費	405
	2 予 備 費	20
歳 出	合 計	39,225

平成23年2月21日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第10号議案

平成23年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成23年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,485千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,605
	1 財 産 運 用 収 入	1,605
2 繰 入 金		31,843
	1 繰 入 金	31,843
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		27,036

	1 貸付金元利収入	27,035
	2 雑収入	1
歳入	合計	60,485

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費		59,485
	1 本多静六博士育英事業費	59,485
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	60,485

平成23年2月21日提出

埼玉県知事 上田清司

第 1 1 号議案

平成 2 3 年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成 2 3 年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,837,494千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		837,492
	1 財 産 運 用 収 入	166,291
	2 財 産 売 払 収 入	671,201
2 繰 入 金		1,000,000
	1 繰 入 金	1,000,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入	合計	1,837,494

歳出 (単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		1,772,351
	1 用地事業費	1,772,351
2 公債費		65,143
	1 公債費	65,143
歳出	合計	1,837,494

平成23年2月21日提出

埼玉県知事 上田清司

第12号議案

平成23年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成23年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,737,854千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,054,069
	1 住 宅 使 用 料	8,054,069

2 国 庫 支 出 金		3,654,241
	1 国 庫 補 助 金	3,654,241
3 財 産 収 入		55,866
	1 財 産 運 用 収 入	55,866
4 繰 入 金		4,085,046
	1 繰 入 金	4,085,046
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		25,631
	1 敷 金 運 用 収 入	5,440
	2 雑 収 入	20,191
7 県 債		3,863,000
	1 県 債	3,863,000
歳 入 合 計		19,737,854

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		14,009,164
	1 住 宅 管 理 費	6,381,135
	2 住 宅 建 設 費	7,628,029
2 繰 出 金		5,295,788
	1 繰 出 金	5,295,788
3 公 債 費		422,902
	1 公 債 費	422,902
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		19,737,854

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成23年度公営住宅建設費	5,812,113	平成23年度	389,653
				平成24年度	891,477
				平成25年度	3,147,952
				平成26年度	1,383,031

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	3,863,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成23年2月21日提出

埼玉県知事 上田清司

第13号議案

平成23年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成23年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ801,402千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		751,826
	1 繰 入 金	751,826

款	項	金額
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		49,574
	1 貸付金元利収入	48,870
	2 預金利子	366
	3 雑入	338
歳入合計		801,402

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		801,402
	1 高等学校等奨学金事業費	801,402
歳出合計		801,402

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成23年度保証分）	平成23年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成23年2月21日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第14号議案

平成23年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成23年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,771,087千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		109,233
	1 入 場 料 収 入	109,232
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		35,751,337
	1 投 票 券 発 売 収 入	35,689,336
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	62,001
3 財 産 収 入		251,525

	1 財 産 運 用 収 入	251,524
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		658,990
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	658,988
歳 入	合 計	36,771,087

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		227,146
	1 公 営 競 技 総 務 費	227,146
2 公 営 競 技 事 業 費		35,845,772
	1 公 営 競 技 事 業 費	35,845,772
3 繰 出 金		692,169
	1 繰 出 金	692,169
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		36,771,087

平成23年2月21日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第15号議案

平成23年度埼玉県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数

循環器・呼吸器病センター	319床
がんセンター	400床
小児医療センター	300床
精神医療センター	200床

2 患者数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	95,014 人	77,714 人
がんセンター	133,595	193,950
小児医療センター	92,891	144,411
精神医療センター	46,842	36,600

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	260 人	319 人
が ん セ ン タ ー	365	795
小 児 医 療 セ ン タ ー	254	592
精 神 医 療 セ ン タ ー	128	150

3 主なる建設改良事業 7,116,908 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		40,096,402 千円
第1項 医 業 収 益		31,748,105 千円
第2項 医 業 外 収 益		8,348,296 千円
第3項 特 別 利 益		1 千円
	支 出	
第1款 病院事業費用		40,096,402 千円

第1項	医業費用	39,363,627千円
第2項	医業外費用	712,774千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,865,321千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,019千円、減債積立金117,970千円及び過年度分損益勘定留保資金3,741,332千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	4,495,825千円
第1項	企業債	3,399,000千円
第2項	他会計負担金	318,264千円
第3項	固定資産売却代金	1千円
第4項	国庫補助金	778,560千円

支 出

第1款	資本的支出	8,361,146千円
第1項	建設改良費	7,116,908千円
第2項	開発費	517,924千円
第3項	企業債償還金	726,314千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 3,399,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,700,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 19,138,278 千円

(2) 交際費 1,200 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,076,327千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類 器械備品

名 称 手術部門統合管理システム

数 量 一 式

種 類 器械備品

名 称 I C U患者情報管理システム

数 量 一 式

平成23年2月21日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第16号議案

平成23年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	162 社
(2) 年間総給水量	72,654,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	198,510 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		2,100,797 千円
第1項 営業収益		2,026,981 千円
第2項 営業外収益		70,138 千円
第3項 特別利益		3,678 千円
	支	出
第1款 事業費		1,906,919 千円
第1項 営業費用		1,783,250 千円

第2項	営業外費用	119,668 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,938千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,305千円及び減債積立金11,633千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		2,143,622 千円
第1項	長期貸付金償還金		2,143,000 千円
第2項	他会計補助金		610 千円
第3項	固定資産売却代金		11 千円
第4項	雑収入		1 千円
		支	出
第1款	資本的支出		2,162,560 千円
第1項	建設改良費		327,352 千円
第2項	長期貸付金		1,688,000 千円
第3項	企業債償還金		147,208 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道情報通信ネットワークシステム更新工事	平成24年度	21,034

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |               |            |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 297,384 千円 |
| (2) 交 際 費     | 40 千円      |

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,660千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,643千円と定める。

平成23年2月21日提出

埼 玉 県 知 事                    上            田            清            司

第17号議案

平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	56 団体
(2) 年間総給水量	665,076,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	1,817,148 m <sup>3</sup>
(4) 主なる建設工事	5,086,744 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			44,682,503 千円
第1項	営業収益			43,824,838 千円
第2項	営業外収益			803,457 千円
第3項	特別利益			54,208 千円
		支	出	
第1款	事業費			42,648,951 千円

第1項	営業費用	34,812,881 千円
第2項	営業外費用	7,796,069 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,293,330千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額396,213千円、過年度分損益勘定留保資金7,989,069千円及び当年度分損益勘定留保資金12,908,048千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		12,801,446 千円
第1項	建設補助金		2,016,524 千円
第2項	企業債		4,502,000 千円
第3項	他会計出資金		4,334,444 千円
第4項	他会計補助金		214,608 千円
第5項	他会計からの長期借入金		1,688,000 千円
第6項	固定資産売却代金		45,791 千円
第7項	雑収入		79 千円
		支	出
第1款	資本的支出		34,094,776 千円

第1項	建設改良費	10,276,003 千円
第2項	企業債償還金	16,824,546 千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	2,143,000 千円
第4項	機構負担年賦金	4,811,227 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場西部系樋管耐震補強工事	平成24年度	472,311
大久保浄水場中央系ろ過池電気設備更新工事	平成24年度	418,405
大久保浄水場送水調整池電気設備更新工事	平成24年度	234,470

大久保浄水場西部系送水ポンプ主弁改良工事	平成24年度から 平成25年度まで	467,307
庄和浄水場取水電気設備更新工事	平成24年度から 平成25年度まで	1,129,800
行田浄水場1・2号濃縮槽搔寄機更新工事	平成24年度	230,410
水道情報通信ネットワークシステム更新工事	平成24年度	212,675

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 4,502,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後

の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3,921,212 千円

(2) 交 際 費 520 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,006,297千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、189,376千円と定める。

平成23年2月21日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第18号議案

平成23年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主なる建設工事

7,315,703 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益

1,178,843 千円

第1項 営業収益

1,019,823 千円

第2項 営業外収益

108,077 千円

第3項 特別利益

50,943 千円

支 出

第1款 事業費用

643,534 千円

第1項 営業費用

620,447 千円

第2項 営業外費用

3,086 千円

第3項 特別損失

1 千円

第4項 予 備 費

20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,576,639千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額260千円及び過年度分損益勘定留保資金4,576,379千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入

2,999,625 千円

第1項 長 期 貸 付 金 償 還 金

2,998,390 千円

第2項 他 会 計 補 助 金

1,234 千円

第3項 雑 収 入

1 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出

7,576,264 千円

第1項 建 設 改 良 費

7,315,703 千円

第2項 建 設 準 備 費

60,561 千円

第3項 予 備 費

200,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	幸手中央地区産業団地整備事業	16,173,099	平成23年度	5,078,324
				平成24年度	3,699,616
				平成25年度	3,944,808
				平成26年度	1,882,897
				平成27年度	1,567,454

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 425,354 千円

(2) 交際費 290 千円

(他会計からの補助金)

第8条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,730千円である。

平成23年2月21日提出

埼玉県知事 上田清司

第19号議案

平成23年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	48 市町
(2) 年間総処理水量	642,915,600 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	1,756,600 m <sup>3</sup>
(4) 主なる建設工事	22,697,295 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		33,880,092 千円
第1項 営業収益		31,689,655 千円
第2項 営業外収益		2,190,436 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	33,705,280 千円
第1項	営 業 費 用	31,272,585 千円
第2項	営 業 外 費 用	2,371,694 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,457,718千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額197,318千円、当年度分損益勘定留保資金4,260,400千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	27,512,660 千円
第1項	建 設 補 助 金	14,567,363 千円
第2項	建 設 負 担 金	4,758,677 千円
第3項	企 業 債	6,726,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	688,060 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	254,493 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	517,871 千円
第7項	雑 収 入	196 千円

支 出

第1款 資本的支出	31,970,378 千円
第1項 建設改良費	24,341,173 千円
第2項 企業債償還金	7,629,205 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業（平成23年度契約分）	平成24年度	4,170,000
荒川右岸流域下水道事業（平成23年度契約分）	平成24年度から 平成26年度まで	10,265,000
中川流域下水道事業（平成23年度契約分）	平成24年度から 平成25年度まで	11,730,000
古利根川流域下水道事業（平成23年度契約分）	平成24年度	104,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限度額 6,726,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,137,632 千円

(2) 交際費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,508,227千円である。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

1 処分する資産

種 類	土 地
名 称	焼却灰仮置場用地 さいたま市西区大字内野本郷地内
数 量	26,204㎡
処分の態様	売 払 い

平成23年2月21日提出

埼 玉 県 知 事                      上            田            清            司